

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の改正について

1 改正趣旨

- 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日に施行された。
- 人材確保が困難となっている現状を踏まえ、職員配置の柔軟化を図るもの。
- 令和7年4月1日までに条例改正を行う必要がある。

2 改正内容

改正前	改正後
常勤専任による職員配置	①常勤換算方法による職員配置 ②複数圏域の高齢者数を合算し3職種を地域の実情に応じて配置を可とする ※いずれも介護保険事業推進委員会が高齢者数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案し必要と認めた場合

<職員配置基準>

- 3 専門職の配置
- ㊦ 保健師その他これに準ずる者
 - ㊧ 社会福祉士その他これに準ずる者
 - ㊨ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

担当する区域における第1号被保険者数	人員配置基準	
	改正前	改正後
3,000人～6,000人	㊦㊧㊨各1人 計3人（常勤専任）	㊦㊧㊨各1人 計3人（常勤換算方法）
おおむね 2,000人～3,000人	㊦1人、㊧または㊨いずれか1人 計2人（常勤専任）	㊦1人、㊧または㊨いずれか1人 計2人（常勤専任）
おおむね 1,000人～2,000人	㊦㊧㊨のうちから2人 計2人（常勤専任）	㊦㊧㊨のうちから2人 計2人（うち1人は常勤専任）
1,000人未満	㊦㊧㊨のうちから1人または2人 計1～2人（常勤専任）	㊦㊧㊨のうちから1人または2人 計1～2人（常勤換算方法）

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種(保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者)の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

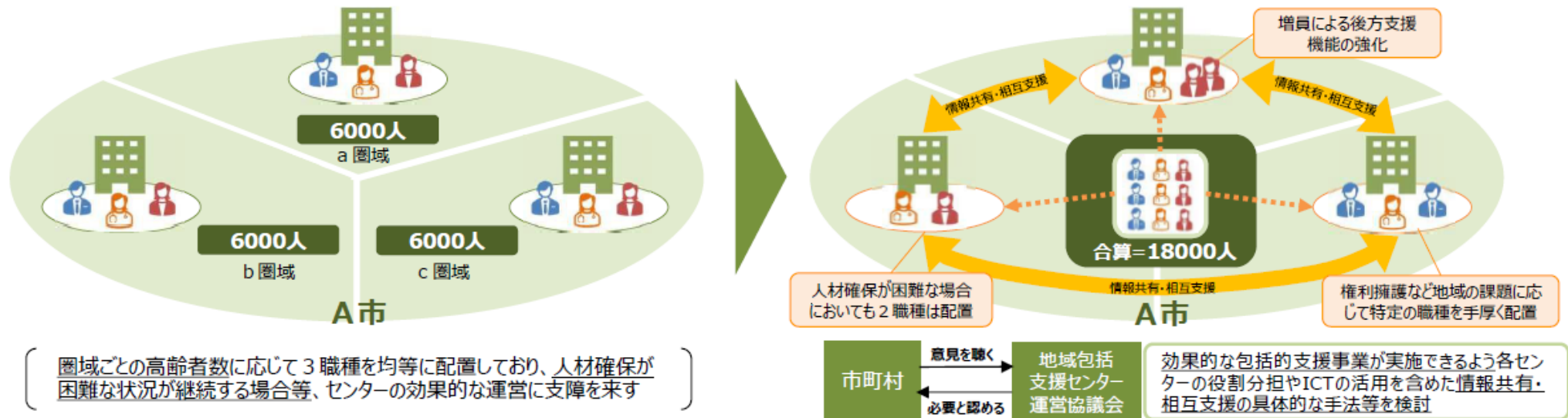
(参考)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月閣議決定)

地域包括支援センター(115条の46第1項)における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置**することを可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする(介護保険法施行規則の改正)
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正)